

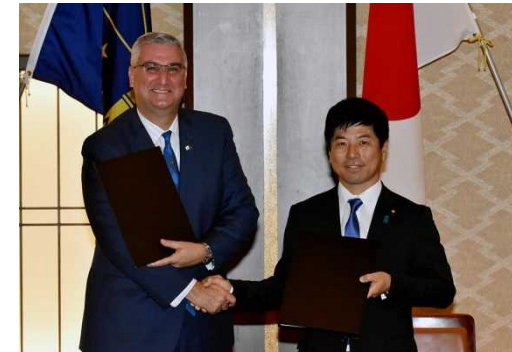
日本国政府と米国インディアナ州との間の経済及び貿易関係に関する協力覚書

■実施時期 2017年9月12日

■実施場所 外務省飯倉別館

■関係機関 米国インディアナ州知事等

■開催規模 約50名



■概要・効果

中根外務副大臣が、日米中西部会で訪日中のエリック・ホルコム米国インディアナ州知事との間で、経済及び貿易関係に関する協力覚書に署名。

日本と米国インディアナ州との経済関係は非常に深く、同州には、製造業を中心に日系企業の拠点が280か所以上あり、5万8千人を超える雇用を創出している。本協力覚書への署名を機に、良好な日・インディアナ州関係が、一層深化することが期待される。



(出典) インディアナ州ツイッター

(参考) 覚書の協力分野

- | | |
|---------------------|------------|
| 1 経済開発と投資 | 6 インフラ |
| 2 労働力開発 | 7 生命科学協力 |
| 3 先進製造業と素材産業 | 8 農業及び農業技術 |
| 4 自動車(スマート／自動運転を含む) | 9 情報通信技術 |
| 5 航空宇宙 | 10 学術協力 |

■ホルコム・インディアナ州知事ツイート(9月12日)※覚書署名式当日にツイート

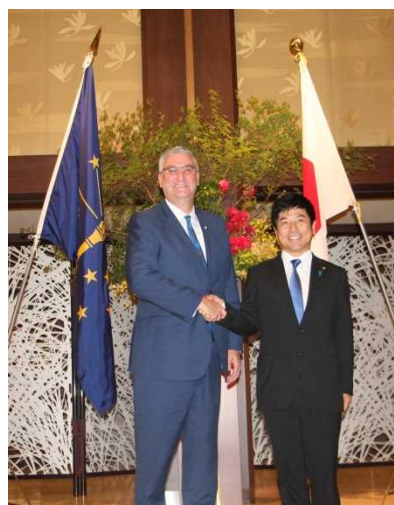


(出典)ホルコム州知事ツイッター

“This is a historic day, the culmination of 30+ yrs of direct partnership between Indiana and Japan.

I am so proud to have this opportunity to stand with the Minister of Foreign Affairs reaffirming our partnership.

We are grateful for this opportunity and look forward to a long and fruitful partnership.”



(出典)インディアナ州HP

(仮訳)

「本日は歴史的な日であり、30年以上のインディアナと日本との直接のパートナーシップの集大成です。

私は、(日本の)外務副大臣と共に、我々のパートナーシップを再確認する本日の機会を得たことを誇りに思います。

私達は、この機会に感謝するとともに、長きにわたる実り深いパートナーシップを築くことを楽しみにしています。」

日本国政府と米国インディアナ州との間の経済及び貿易関係に関する協力覚書

日本国政府とアメリカ合衆国インディアナ州との間の

経済及び貿易関係に関する協力覚書

この協力覚書（以下「覚書」という。）は、日本国政府及びアメリカ合衆国インディアナ州（以下双方を指す場合は「両者」といい、一方を指す場合は「一方」という。）が作成したものである。

両者は、既に強固な経済及び貿易関係を深化させる目的を共有する。

両者は、それぞれ一方の強み及び優位性を考慮し、以下に記載した事項について、更に支援し、取組を調整するための努力を行う意思を有する。

項目 1：協力的分野

平等及び相互利益の原則に従い、両者は、以下の分野において協力する意思を共有する。

・ 経済開発と投資

この協力的分野は、双方向の投資の重要性を認めつつ、日本とインディアナ州との間のビジネス交流の推進、適切なビジネス・市場情報の相互交換及びその他の協力的活動を通じて行われる。

・ 労働力開発

この協力的分野は、インディアナ州における日本の経営及び製造業の慣行を推進するため産業パイロット事業の支援及び推進並びに同州内日系企業のために労働力を拡大すること及び日本人被雇用者の国際的なビジネス慣行を体験することを目的とした産業インターンシップと交流事業の支援及び発展を通じて行われる。

・ 先進製造業と素材産業

この協力的分野は、ナノテクノロジー、マイクロ電子工学、先進素材産業、先進製造業に関する共同又は協調事業、研究協力及び情報交換の推進を通じて行われる。さらに、両者は、共同研究パートナーシップの推進において協力するよう努める。両者は、適切な場合に、有意義な長期的関係を支援するために協力する。

・ 自動車（スマート／自動運転を含む。）

この協力的分野は、自動車のイノベーション、エンジニアリング・製造及び労働力開発、スマート・トランスポーターション及び自動運転の研究、開発、商業化、製造、外国直接投資及び市場アクセスの促進並びに研究パートナーシップを含む自動車産業の開発及び支援における適切な協力及び情報交換を通じて行われる。

・ 航空宇宙

この協力的分野は、航空宇宙産業の魅力、労働力開発、外国直接投資、市場アクセス・支援並びに日本及びインディアナ州の機関間の機会を拡大する目的で、両者の航空宇宙産業間において航空機の開発、事業、製造及びメンテナンスの推進を通じて行われる。前述のものは、ワークショップ、シンポジウム又はその他関連する協力的行事の促進及び発展も含み得る。

・ インフラ

この協力的分野は、州、地域及び地方の垂直的又は水平的インフラを含む（エネルギーの生産及び貯蔵等を含む。）。想定される活動は、技術連携、プロジェクトファイナンス及び官民パートナーシップ並びに民間部門及び学術機関の連携（シンポジウム、ワークショップ又は両者が決定する他の同様の取組のいかなるものを含む。）を含む。

・ 生命科学協力

この協力的分野は、企業のパートナーシップ、機会、貿易ミッション、シンポジウム、ワークショップ及びその他の関連する協力的行事、市場アクセス、初期段階の企業投資、ファイナンス及び支援、臨床研究／規制事項並びに研究パートナーシップ協力を通じて行われる。

・ 農業及び農業技術

この協力的分野は、農業及び農業技術の分野における適切な協力及び情報交換を通じて行われる。両者は、適切な場合に、有意義な長期的関係を支援するために協力する。

・ 情報通信技術

この協力的分野は、情報技術、サイバーセキュリティ及びIoTを含む。想定される活動には、技術連携、協力パートナーシップへの参加及び連携並びに民間部門及び学術機関の連携、シンポジウム、ワークショップ又は両者が決定する他の同様の取組が含まれる。

・ 学術協力

この協力的分野は、日本及びインディアナ州の小・中学校、高校、職業学校及び大学等に加えて研究機関を含む、初等、中等及び高等教育機関並びに研究機関間の適切な組織連携を支援し、奨励するための新規事業の創設又は既存の交流事業の拡大を通じて行われる。

日本国政府と米国インディアナ州との間の経済及び貿易関係に関する協力覚書

項目 2：協力の形式

協力の形式には、次のものを含めることができる。

- ・技術及びインフラの実証実験を含む特定の事業
- ・政策及び計画に関する適当な情報及び経験の共有並びに政策立案及び能力開発支援
- ・両者からの人事交流及び一時的な人員の派遣
- ・両者による研究機関及び大学間の生命科学その他の技術分野における共同研究、開発及び展開事業の推進
- ・シンポジウム、セミナー、ワークショップ、展示会及び研修の共同開催
- ・多国間コンソーシアムを含む他のコミットメント及びイニシアティブへの参加
- ・イノベーション・ハブ
- ・自治体、地方、研究機関、大学、非政府組織その他の組織からの参加及び支援の促進
- ・本覚書の目標に寄与する相互に受け入れ可能なその他のあらゆる協力形式

項目 3：実施

両者は、本覚書に基づいて相互利益をもたらす機会となる共通の関心事項について、両者によって選ばれた関係者からなる作業部会の設置を含め、互いに定期的に情報提供し、及び協議する。

本覚書を監督し、及び実施するため、日本国政府は、外務省、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本貿易振興機構及び在シカゴ日本国総領事館を、インディアナ州は、覚書に関わる全ての州政府機関間の調整のための監督当局として、インディアナ経済開発公団（IEDC）（インディアナ州日本事務所を含む。）を指定する。両者は随時書面により他の同様の指定機関を通知できる。

上記の作業部会及び組織は、覚書の実施に当たり、適切な場合には、日本及びインディアナ州の機関間の他のコミットメントと調整する。上記作業部会及び組織は、実施計画の草案を作成し、当該計画の実施において指示を与え、及び指導を提供する。

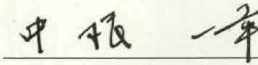
項目 4：期間、終了及び修正

本覚書は、法的拘束力を有さず、いずれの側に対しても、法律上、衡平上又は財政上の権利、義務又は責務を創設しない。

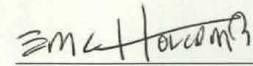
本覚書に基づく協力は、両者の署名の日から4年間継続するものとし、また、両者の署名された書面による決定をもって修正及び期限を延長することができる。

いずれか一方は、他方に書面による通知をした45日後に本覚書に基づく協力を終了することができる。

本覚書は、東京において2017年9月12日に日本語及び英語で署名され、同等の価値を有するものとする。



中根 一幸
日本国外務副大臣



エリック・J・ホルコム
アメリカ合衆国インディアナ州知事